

結

明治十三年四月廿三日

御

総務局長

房長

巻第一四八号
精算員より借入
白濁料署借入料
し件照會

主任局長

副局長

主任課長

別紙 巻第一四八号 照會之件 審査係處
芝剛 有之義 付借庫料 巻十年金 巻
田五拾弍以内 仕拂 可然 存假 預方 房

元 高 川 紀 一 四 年 月

長ヨリ、回答案取調及上申也

回答案

寺屋、島、遠海之地、徴兵署及に検査
場設置之旨、該所需申、物品収、飛、件
申、去、年、以、前、之、概、算、申、出、の、例、に、
し、て、一、年、毎、年、毎、日、五、拾、五、千、多、ク、
料、以、テ、該、所、に、於、テ、檢、査、場、を、設、
置、す、べ、し、と、申、出、す、事、也